

令和元年8月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金) 午後4時30分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - 議題第5条 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)
 - 議題第6条 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(編入)
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(23名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	田籠 富子	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		
5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは。総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先月21日の豪雨災害につきましては、住宅の被害の他、農業への被害も発生し、被災された皆さんや被害を受けた皆さまには、お見舞いを申し上げます。

また、本日は暑い中、小郡市農業委員会定例総会にご参集頂き厚くお礼申し上げます。

それでは、これより総会を開催いたします。

本日は議案 6件、報告事項 2件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしく、お願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。

よって、令和元年8月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6番 永利 昇 委員 7番 大中 久敏 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条有償移転、売買となっております。

八坂地内の田 1 筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に番号 2 は、3 条の無償移転で、贈与となっています。

吹上地内の田 1 筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

こちらは、親族間の贈与となっています。

(位置図で場所の説明)

次に番号 3 は、3 条有償移転、売買となっております。

干潟地内の畑 2 筆、田 2 筆及び井上地内の田 3 筆で合計 7 筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものとなっています。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第 1 分科会へお願いしておりましたので、第 1 分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第 1 分科会長 第 1 分科会からご報告いたします。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 1 分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、議案書の4ページ目の差し替えということによりまして、議案書の3ページ目をお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明申し上げます。

番号1は、井上地内の畑2筆です。こちらは、公共下水道工事に伴う露天資材置場として、一時転用の申請が出ているところです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、農用地区域内の農用地、通称、「青地」と呼ばれる農地で、原則、不許可となるところですが、許可日から3年間の一時転用ですので、例外規定に該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に番号2と番号3は、津古地内の田5筆です。九電の送電線の張替え工事を行うための露天資材置き場として、一時転用の申請が出ているところです。

(位置図で場所の説明)

こちらも、当該申請地は、農用地区域内の農用地で、原則、不許可ですが、許可日から3年間の一時転用ですので、例外規定に該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に議案書4ページ、番号4は、上岩田地内の畑1筆です。露天資材置き場として、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、小集団の生産性が低い農地ということで、農地区分としては第2種農地となっています。また、こちらは3年間の一時転用ですので、例外規定に該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

番号5は、下岩田地内の畑2筆です。その一部分を露天資材置き場として、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、農用地区域内の農用地、通称、「青地」と呼ばれる農地で、原則、不許可ですが、3年間の一時転用ですので、例外規定に該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1から番号5は、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 第2分科会よりご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、下西鯨坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に番号2は、上西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に番号3は、吹上地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定1件について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。

利用権設定の受付は、年に2回しか行っていませんが、事例によっては例外的に申請を受理いたしております。

番号1は、山隈地内の畑1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者の説明)

農業者年金の経営移譲年金を受給継続するために、親子間で使用貸借を再設定するものです。使用貸借の期間については10年間となっています。

(位置図により場所の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定1件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり承認いたします。

○議長 次に、議案第5号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外2件を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外2件について、ご説明申し上げます。

まず、経緯を申し上げますと、農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

番号1は、赤川地内の農振農用地区内の畑1筆です。

(面積、所有者・転用事業者の説明)

分家住宅の建設並びに駐車場設置のため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が提出されたものです。

(位置図で場所の説明)

今回の除外申請は、所有者であるAが耕作している3筆の農地を将来的に転用者Bに耕作管理を任せるということで、その耕作管理にあたり、管理がしやすい当該申請地に平屋の分家住宅、駐車場を建設しようとして、除外の申請がなされているところです。

(位置図で申請地と耕作管理地、申請地の計画の説明)

当該申請地は、除外後にあっても第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定に該当しますので、転用可能となります。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、番号2は、干潟地内の農振農用地区内の田2筆です。

(面積、所有者・転用事業者の説明)

物流倉庫及び事務所の建設並びに駐車場及び屋外消化栓・防火水槽の設置のため、小都市農業振興地域整備計画の変更申請が提出されたものです。

(位置図で場所の説明)

現在、C社の自社倉庫とそれに隣接し、借用している倉庫で事業を行っておられますが、借りている倉庫の契約更新が難しいこと、段ボールの需要の増加とその配送需要も増えてきていることから、これらに対応するため、事業の強化・拡大による新規倉庫、事務所及び駐車場を整備したいとのことから、申請が出されたものです。

(位置図で現在の事業地と申請地の計画の説明)

当該地は農振除外後にあっても第1種農地に該当しますが、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する場合は転用可能であるため、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、小都市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外2件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案通り同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認し、意見書をつけて、市に報告いたします。

○議長 次に、議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、編入1件を議案とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、編入1件について、ご説明申し上げます。

番号1は、大板井地内の田1筆です。

(面積、申請人の説明)

所有者が多目的機能支払交付金の交付対象となる農用地の確保を行わなければならないことから、農用地ではない当該地を農用地へ編入しようとするものです。

(位置図により場所の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。
以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、編入1件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。

何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案通り同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認し、意見書をつけて、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。  
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

番号1及び番号2は、先月、売買の案件として、ご審議いただいたものです。

番号1は、上岩田地内の畑2筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

次に番号2は、干潟地内の田3筆です。

贈与のため、合意解約されるものです。

次に番号3は、八坂地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

番号4は、吹上地内の田1筆です。

自作されるために、合意解約されるものです。

次に番号5は、吹上地内の田1筆です。

贈与のために、合意解約されるものです。

詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

議案書の11ページをご覧ください。

番号1は、小郡地内の畑1筆です。

転用の目的としては敷地拡張のため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和元年8月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和元年8月9日(金) 午後5時12分 閉会